

# 令和4年度第2回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

## 1 開催日時等

開催日時 令和4年6月30日（木）午後3時00分～午後3時47分  
開催場所 あわぎんホール5階小ホール

## 2 出席者

(公益委員)段野委員 稲倉委員 佐野委員 撫養委員 端村委員  
(労側委員)川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員  
(使側委員)脇田委員 中村委員 天野委員 小林委員

## 3 議題

- (1) 徳島県最低賃金改正諮問
- (2) 特定最低賃金改正の必要性諮問
- (3) 専門部会（県最賃及び各特定最賃）の設置と委員推薦公示
- (4) あり方検討小委員会の審議結果報告
- (5) 今後の審議日程について

## 4 議事

### 事務局（室長）

定刻になりましたので、令和4年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

まずはじめに資料の確認をさせていただきたいと思います。

机の上にございますが、まず会次第ですね。その下に資料目次という表題のクリップ止めした5ミリくらいの厚さのものがございます。それと別途配布としてクリップ止めしております4枚もの、これは諮問文の写しでございます。それからその下に特定最賃の申出書の写しがございます。その下に第63回中央最低賃金審議会、6月28日に開催されました中央の資料でございます。それから、ちょっと厚めの第1回目安に関する小委員会の資料、それとその後ろに「JAL不当解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」と「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請」というものがございます。

それから本日、労使それぞれからいただきました資料を配布させていただいておりますが、事前に会長の御確認をいただいたうえ配布させていただきました。また、労使それぞれからいただきました資料につきましては、審議会の資料として公開す

るということで御了解をいただいております。

不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、以後の進行につきましては段野会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 段野会長

それでは、審議を進めてまいります。

事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

#### 事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名以上、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本日は、14名の委員に御出席いただいております。本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、5名から傍聴の申込みを受け、5名の方が傍聴されております。他、マスコミ関係者の方も1名、傍聴されています。

以上、併せて、御報告いたします。

#### 段野会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

傍聴される方は、事前に事務局の方からお渡ししている注意事項を守っていただきますよう、お願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っております。

本日は、最初に「徳島県最低賃金の改正決定の諮問」と、「特定最低賃金の造作材、一般機械、電気機械の各最低賃金の改正の必要性諮問」となります。

事務局お願いいたします。

#### 事務局（室長）

それでは、伊藤徳島労働局長から段野会長に諮問文をお渡しいたします。

（伊藤局長から段野会長へ諮問文を手渡す）

#### 段野会長

ただ今「徳島県最低賃金の改正決定諮問」と「3つの特定最低賃金の改正の必要性諮問」を受けました。

それでは、諮問にあたりまして、伊藤局長より御挨拶をお願いいたします。

### 伊藤局長

皆様こんにちは。徳島労働局の伊藤でございます。委員の皆様には、とても暑い中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、令和4年度の「徳島県最低賃金の改正決定について」並びに「各特定最低賃金改正の必要性について」の諮問をさせていただきました。

中央では、6月28日に第63回中央最低賃金審議会が開催され、地域別最低賃金金額改定の目安諮問が行われ、引き続き第1回目の目安小委員会が行われたところでございます。

当審議会においては、昨年に引き続き大変厳しい中での審議をお願いすることとなりますが、委員の皆様方には、徳島における最低賃金を取り巻く諸事情も御勘案の上、全会一致で10月1日発効を目指して、御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局としては、十分に審議を尽くしていただけますよう、円滑な審議会運営に努める所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 段野会長

ありがとうございました。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

特定最賃につきましては、一つだけで結構です。

### 事務局（補佐）

それでは私のほうから諮問文を読み上げさせていただきます。

はじめに、徳島県最低賃金の改正決定にかかる諮問文を読ませさせていただきます。

徳労発基0630第1号

令和4年6月30日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

徳島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

続きまして、3つの特定最賃の改正諮問文につきまして読み上げさせていただきます。このうちの造作材にかかるものについて読み上げいたします。

徳労発基0630第5号

令和4年6月30日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年6月21日付けをもって、申出代表者全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（U Aゼンセン）徳島県支部支部長小合弘人から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成26年徳島労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

#### 段野会長

それでは、この諮問に係る経緯と、併せて本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局（室長）

ただ今、局長より徳島県最低賃金の改正決定に係る諮問と3つの特定最賃の改正の必要性の諮問をさせていただきました。

まず、地域別最低賃金は、現在、資料2のとおり全都道府県において決定されております。

地域別最低賃金につきましては、昭和53年から全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し金額改正のための目安を示しており、地方最低賃金審議会は、この目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金の改正のための審議を行っていただいております。

このように地域別最低賃金の改正については、目安制度が導入されていることから、中央最低賃金審議会の目安諮問時期を踏まえて地方最低賃金審議会を開催しております。6月28日に、第63回中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安諮問が行われましたので、本日、地方最低賃金審議会を開催し、地域別最低賃金の金額改正諮問をさせていただいたものでございます。

中央最低賃金審議会の目安諮問に係る資料として、本日別資料として机上配付させていただきます。中央最低賃金審議会への諮問文は別資料の第63回中央最

低賃金審議会の資料3、上から数えて4枚目となっておりますので御参照ください。

今後、中央最低賃金審議会において本年度の目安答申がなされましたら、目安を参考にしながら、徳島県内の実情を踏まえまして、改正金額の御審議いただくということとなります。

次に、特定最低賃金について申し上げたいと思います。

最低賃金決定要覧の111ページ、112ページに現在の徳島県内で発効されている3つの特定最低賃金が記載されています。

この3つの特定最賃につきましては、3月7日に改正の意向表明をいただいております。その後、資料3に概要を記載していますが、6月21日までに改正申出書をそれぞれ受付いたしました。申出書につきましては、本日の別資料として写しをお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。

特定最低賃金の改正の申出には、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2通りがございます。申出いただいた3つの特定最賃につきましては、いずれも「公正競争ケース」でございまして、この場合の要件としましては、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出が必要となっております。

事務局において申出書を確認しましたところ、3つの特定最賃はいずれも要件を満たしておりましたので、本日、改正の必要性諮問をさせていただいたところでございます。

適用労働者数に関しましては、資料4に、平成28年度の経済センサス基礎調査を基に、令和4年2月現在の適用使用者数と適用労働者数を取りまとめたものを添付しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

資料5から11までにつきましては、後ほどの議題の中で御説明させていただきます。

資料12から14までにつきましては、6月13日の第1回本審において配布、説明させていただきますのでここでは省略させていただきたいと思います。

資料15でございますが、内閣府が発表しております「月例経済報告」と日銀高松支店徳島事務所が発表しております「徳島県金融経済概況」、それと徳島経済研究所が発表しております「徳島経済レポート」の基調判断部分をまとめたものでございます。第1回の審議会では5月発表の状況までを記載しておりましたが、本日は最新の6月分を追加させていただいております。

月例経済報告では、6月は「景気は、持ち直しの動きがみられる。」となっております。

徳島県金融経済概況は、「県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響が引き続きみられるものの、基調としては持ち直している。」となっております。

徳島経済レポートは、6月分が発表されていませんが5月では「景気は持ち直し

の傾向が続く。」となっております。

次に、資料16でございますが、職業安定業務統計速報を御覧ください。県内の雇用情勢を示す重要な指標である、有効求人倍率等のグラフですが、折れ線グラフが有効求人倍率の数値で、5月は1.26倍となっております。前月を0.01ポイント上回っております。労働局といたしましては、徳島県における雇用失業情勢について、「求人に改善傾向が続き、持ち直しの動きがみられる。有効求職者がコロナ前と比較して、高い水準で推移するなど、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断しております。

資料17は企業倒産の状況となっております。1枚目が、帝国データバンクが発表しております県内の倒産状況で、2枚目が、東京商工リサーチが発表しております県内の倒産状況となっております。いずれの表も一番左の列が今年の数値で、5月の倒産件数は2社とも3件となっております。

資料18でございますが、今年の春闘結果を賃金室の方で取りまとめた資料でございます。第1回の審議会での状況に、徳島県経営者協会さんの分を追加しております。25社で率1.84%、前年比プラス0.07ポイントとなっております。

それから資料19は「徳島地方最低賃金審議会運営規程」、資料20は「徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、資料21は「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程」となっております。

諮問に係る経過と資料に関する説明は、以上でございます。

## 段野会長

ただ今の事務局の資料説明につきまして、御質問はありますでしょうか。

また、全般的に何か御意見がありましたらお願いいたします。

では、御質問がないようでしたら、労側使側委員から本年度審議にかかる基本的な認識について簡単に御意見をいただきたいと思っております。では、労側からお願いいたします。

## 川口委員

川口です。今日は資料を3部ほど配らせていただいております。連合リビングウェイズというカラー刷りのものがありますが、何かというと、連合が全国を調査したうえで、4年に一回、だいたいどのくらいお金がかかるというのを、埼玉を基準に生活にかかる金額、これだけかかりますよというのをはじき出しています。さまざまなインターネットなんかで資料を見ていきますと、食費を住居費、その他雑費みたいに一括りにされているところもありますが、こと細かに一応拾い出していますので、食費のところであれば、たまには息抜きがいるよねということも含めて計算されております。できるだけというか、本当の生活に沿ったはじき出しなのかな

と思っています。それを47都道府県でそれぞれの数値に当てはめていくというのが、1枚めくっていただきました裏面にございます。埼玉県が上から4番目です。左から2列目のところに177,000円月額必要ですと出されていますが、これは車を持たない状況の金額で、右側にいくと車を持つと229,000円かかるとなっています。埼玉を基準にした時に徳島が率でいいますと98%で、埼玉で車を持っていなくても最低でも時給1,070円要るということは、徳島は1,000円要るのではないかという数値が出されていますというのがこの紙の見方なので、あとで見ていただけたらと思います。

私のほうからはとりあえず以上です。

### 段野会長

ありがとうございます。では使側からお願いいたします。

### 脇田委員

脇田でございます。それでは使側のほうからもお時間をいただいて意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は商工会連合会さんが、経営を取り巻く諸情勢に関する影響についてという、両面で2枚もののアンケート調査をやっておりますので、これを御覧いただいて、かいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

商工会連合会傘下の各商工会の事業者に対しまして、コロナの影響でございますとか原材料の値上げの影響であるとかですね、あと最低賃金に関するアンケート調査を実施したものをまとめたものでございます。サマリーがございませんので、補足して説明させていただけたらと思っております。アンケートの期間は6月10日から6月23日まで、調査全件数は266ございまして、そのうち264から回答を得たということで、回答率は99.5%になっております。御承知のとおり県下に商工会は23ございまして、すべての商工会地域の事業所から回答を得たということをお聞きしております。特に商工会地域というのは小規模事業者が多いことは皆様も想像がつくことと思っておりますし、最低賃金に関してもより現実的に見ている事業所の方が多いのではないかと思います。

まず1枚目、1ページでございますが、回答のあった事業所の内訳でございます。全部数字が入ってはいませんが、卸小売が27.3%、製造業が20.5%、建設が15.2%、サービス業が14.8%となっております。

次に1の(1)のコロナの影響についてお聞きした中ではですね、経営的に「大変厳しい」と、「厳しい」を合わせてだいたい約59%でございます。

2ページを見ていただきますと、2の(1)の燃料原材料費の影響は「大変厳しい」と「厳しい」を合わせてだいたい85%になっています。

3ページの3の(1)は昨年の最低賃金の引上げの影響について、程度の差はあれ、負担になっているというところが約54%、「負担になっていない」、「好影響」は合わせて46%になっています。

最後の4ページでございますが、3の(3)、今年度の最低賃金の引上げに対する考え方でございますけれども、だいたい55%くらいの方が否定的な思いをお持ちですが、一方その他の肯定的な意見を見るのであれば、それも含めて45%ほどの事業所は前向きな御意見をお持ちになっています。

次にもうひとつの資料をお配りしております。公益財団法人とくしま産業振興機構がですね、景況調査をしております、4年の1月から3月までの企業実績、それから4月から6月の見通しに関する調査。これは247社に調査をいたしまして135社から回答をいただき、回収率が54.6%、アンケート方式でやったとお聞きしております。

まずは1ページでございますけれども、製造業、非製造業とも低調であるということで、DI値は双方ともマイナスになっています。2ページでは売上、採算等共に落ち込んで、製造、非製造共に雨模様となっております。来季は曇り予想となっておりますが、ウクライナの燃料高や原料高、また円安などがどう効いてくるのかなというところが気になるところでございます。こちらのほうもまた資料は見ていただければと思いますが、こうしたことを踏まえまして、使用者側としてお伝えしたいのがですね、全体的に見れば一時に比べていいのかもしれませんが、個々に見ていくと業績の良い会社、それから業績の悪いところがまだ模様にあるのではないかなど。業績の良いところについては当然賃金アップというところもあるのだろうと思いますが、我々使用者側といたしましては賃金を上げたくても上げられないところに軸足を置いて考える必要があると思っています。このあいだ、タクシーの業界の方に聞きましたが、人手は集まらないし、今度最低賃金が上がったなら廃業だというようなお話もありました。それから商工会連合会の調査の3の(3)ですが、「引上げは困難」、「厳しい」の、だいたい55%の事業者については同じ思いじゃないかと思っています。平成28年の経済センサスの調査でございますけれども、徳島県の企業数は25,369社あるという調査結果が出ております。中小企業がこの内99.9%、25,345社ということですね。従業員を占める割合は全体の91%が中小と小規模が占めているということです。乱暴かも知れませんが小規模事業者は企業数の88%、22,333社となります。この55%は乱暴かも知れませんが12,300社ほどの企業が最賃が上がれば厳しいと言っても過言ではないと思っています。

我々とすれば、やはり最賃が上がったら経営ができないというところを切り捨ててしまうことはできないと思っております、小規模事業者にフォーカスした議論をしていく必要があるだろうと思っておりますし、この現状をしっかりと踏まえた議論をしないことには多くの企業の雇用が崩壊することに繋がるのではないかと考えて



います。これからコロナ関連融資を受けた企業の返済もだんだんと始まっていきま  
すし、最賃がもし上がればダブルパンチです。さらにはインボイス制度というの  
もありますので、トリプルパンチということで、倒産、廃業のリスクも高まってくる  
のではないかと考えています。現状では小規模事業者の半数以上が賃金アップはで  
きないと思います。まずは事業の継続と雇用の維持を最優先として、今年度の最低  
賃金の引上げは行わず、現行水準維持を強く要望したいと思います。

以上でございます。

## 段野会長

ありがとうございました。双方から基本的な考えを述べていただきました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第3「徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置等について」  
になります。本日の諮問を受けまして、これから審議を重ねてまいります。最低  
賃金法第25条第2項によりまして、それぞれ専門部会を置くことになります。

つきましては、徳島県最低賃金の改正決定を調査審議するための「徳島県最低賃  
金専門部会」を設置するほか、特定最賃の「造作材」、「一般機械」、「電気機械」の  
各専門部会については、従来から、最賃法第25条第1項により、改正の必要性審議  
の段階から設置していることから、本年度も同じようにしたいと考えますが、よろ  
しいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「徳島県最低賃金専門部会」及び「各特定最  
賃専門部会」を設置することといたします。

事務局は「専門部会の構成」などについて説明してください。

## 事務局（室長）

まず、専門部会の構成等について、御説明させていただきます。

専門部会の委員数は、最低賃金審議会令第6条によりまして9名以内と定められ  
ています。当審議会においては、慣例により、「県最賃専門部会」及び「各特定最  
賃専門部会」はいずれも、公・労・使各3名の合計9名の委員で構成されておま  
す。

県最賃金専門部会につきましては、平成26年度より、より充実した御議論をいた  
だき、公労使の三者の立場を統合した意見を取りまとめていただくため、公益委員  
2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加していただいています。本年度に  
つきましても、6月24日に開催されました、あり方検討小委員会において、昨年度  
と同様、公益委員2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加することで、御  
確認をいただいています。

参考として、令和3年度の委員名簿を資料5に付けております。

令和4年度の県最賃専門部会の公益委員は5月26日の公益委員会議にて段野会長、稲倉会長代理、佐野委員を部会委員、撫養委員と端村委員をオブザーバー委員とすることで御確認いただいています。

また特定最賃専門部会委員ですが、参考として、令和3年度の各特定最賃専門部会委員名簿を資料6に付けています。

公益委員につきましては、5月26日に開催いたしました公益委員会議において、  
造作材は、佐野委員、撫養委員、段野委員  
一般機械は、撫養委員、端村委員、佐野委員  
電気機械は、端村委員、段野委員、稲倉委員  
とされたところでございます。

労・使委員におかれましては、本日推薦公示を行いますので従来どおり、各団体からの推薦状と御本人の承諾書および履歴書を添えまして、

県最賃につきましては 7月14日（木曜日）

各特定最賃につきましては 7月21日（木曜日）

までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

また、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長が諮問を行った場合には、関係労働者、関係使用者からの意見聴取を行うこととなっていますので、その旨の公示につきまして本日併せて行います。

以上でございます。

## 段野会長

ただ今の事務局説明について、何か御意見、御質問はございますか。

ただ今の説明のとおり、労・使各側は、各専門部会委員について、期間内に推薦状などの必要書類を事務局に提出をお願いいたします。

次に、当審議会におきましては、従来から、各専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき「専門部会の議決をもって審議会の議決とする」とされてきたところです。

本年度も同様の扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議が無いようですので、本年度も、専門部会において全会一致により結審した場合については、専門部会の議決を審議会の議決とすることといたします。

なお、各専門部会は、その任務が終了した時に当該専門部会を廃止することになります。

続きまして、次第4「あり方検討小委員会の審議結果」に移ります。

あり方検討小委員会は6月24日に開催いたしました。事務局は、審議結果について説明をお願いいたします。

## 事務局(室長)

「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」は、6月24日(金曜日)、委員6名の御出席の下、開催されました。

委員会の名簿につきましては資料7に付けてございます。

審議結果につきましては資料8に議事要旨としてまとめております。

委員会では主に次の9つの項目について、合意、確認等がなされました。

1番目につきましては、徳島県最低賃金の審議日程でございます。日程に関しては、このあとの議題の中で説明させていただきたいと思っております。

2番目は、特定最賃の新設の申出がなされた場合、徳島県最低賃金専門部会で審議することが確認されました。

3番目は、特定最賃の必要性審議・答申を行う特定最賃合同専門部会と県最賃の異議審、特定最賃の金額諮問のための本審をできれば同一日に開催して審議の効率化を図ることができないかを御検討いただき、同一日に開催することが確認されました。

4番目は、部会の専門委員についてです。これにつきましてはすでに説明しておりますが、徳島県最低賃金専門部会においては、昨年と同様、公益委員2名が議決権を有しないオブザーバー委員として加わることを確認されました。

それから5番目ですが、審議会の公開についてでございます。今年度第1回専門部会において運営規程の改正を行い、来年度より第1回専門部会の金額審議前までを公開とし、公開した会議については議事録も公開するとの考えで合意いたしました。

6番目は、実地視察についてでございますが、今年度の対象業種を「造作材」から「一般機械」に変更するということが確認されました。

それから7番目は、第5回本審及び第2回特定最低賃金合同専門部会、総括審議でございますが、令和4年12月に開催するということが決まりました。

それから8番目は、最低工賃のあり方について検討を行いまして、今年度の「最低工賃家内労働等実態調査」の調査結果により審議を行うことといたしました。

9番目は、各団体から出されている要請書等がございますが審議会資料として提出することとなりました。

議事要旨の説明は、以上でございます。

## 段野会長

ただ今の事務局からの説明について、御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きまして、次第5「今後の審議日程」に移ります。事務局は審議日程につ

いて説明してください。

### 事務局（室長）

それでは今後の審議の予定についての説明をさせていただきたいとます。

詳細な日程については、資料8のあり方検討委員会の議事要旨資料及び資料9を御覧ください。

まず、目安伝達のための第3回本審を、8月1日（月曜日）13時30分から開催する予定としております。

そのあと引き続き、本審終了後の15時から第1回県最賃専門部会を開催します。

その後の専門部会は、

第2回県最賃専門部会は、8月3日（水曜日）10時から

第3回県最賃専門部会は、8月5日（金曜日）10時から

の開催を予定しています。

また、5日は13時30分から第4回本審も開催する予定としておりますので、委員の皆様方はこの日程確保をお願いいたします。

それから第3回県最賃専門部会までに決まらなかった場合に備えまして、8月10日（水曜日）9時30分から第4回目の専門部会、そのあと11時から本審を予備日として設けてございます。

次に、県最賃の審議会答申に対して異議の申し出がなされた場合は、結審の翌日から15日目の異議申出締切日の翌日に、異議審議のための第5回本審を開催することとします。

8月5日に結審した場合の異議申出締切日は8月22日（月曜日）となりますので、翌日8月23日（火曜日）11時から異議審議のための第5回本審を予定しています。

予備日の8月10日に結審した場合の異議申出締切日は8月25日（木曜日）となりますので、8月26日（金曜日）11時から異議審議のための本審を予定しています。

なお、8月23日又は26日は午前9時30分から特定最低賃金合同専門部会を開催して改正の必要性を審議いただくこととしておりまして、異議の申出がない場合でも合同専門部会で審議した特定最賃の必要性についての答申及び改正諮問を行うため、第5回本審を開催する予定としております。

審議日程についての説明は以上でございます。

### 段野会長

ただ今の説明について、御質問や御意見はございますでしょうか。

では本日の審議項目は以上ですが、他に御意見等ございますでしょうか。

なければ、事務局から何かありますか。

### 事務局（室長）

事務局からは特にございませませんが、委員の皆様から何かございましたら。

### 川口委員

川口です。資料の修正があります。特定最賃の申出書、一般機械の3枚目の裏、資料説明のところですが、添付書類2に「イ、ロ、ハ、ニ」と4社の名前がありますが、一部社名が間違っておりました。打ち間違えたのがそのまま通ってしまったのかなど。修正といたしますか、出し直しすることは可能でしょうか。

### 事務局（室長）

大変申し訳ございません。事務局でチェックしたときも気づきませんでした。こちらでも確認できていませんでした。修正いただければ差し替えたいと思います。

### 川口委員

分かりました。

### 段野会長

それでは修正していただくということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

### 事務局（室長）

それでは、本日午前中に山本委員から御質問をいただいております、その件につきまして、今ここでよろしいでしょうか。

### 山本委員

そうですね。お願いします。

### 事務局（室長）

業務改善助成金の申請がどのくらい出ているかという御質問がありまして、昨日現在で今年度は15件という状況です。じゃあ徳島県にどれくらいの事業所があるのかということで、先ほど脇田委員がおっしゃられましたが、25,369件ということでした。私が県のホームページで検索したものでは、令和4年5月31日公表、令和3年6月1日現在のデータによりますと26,153件でした。若干のずれはありますが、いずれにしても徳島県内に25,000~26,000の事業所があるということです。脇田委員のおっしゃるとおり、そのうちの99.9%が中小企業ということです。去年は申請が多くて60件でしたが、事業所全体の数からいけばまだまだ少ないと認識しており

ます。徳島労連様からの要請のときにも、申請が増えたことは非常にいいことです  
が全体数からすると少ないのではないかとの御指摘をいただきましたが、我々も同  
じ認識でございます。そのことを踏まえまして、今年も周知について努めていき  
たいと考えています。以上でございます。

#### 山本委員

ありがとうございました。

#### 段野会長

他に何かございませんでしょうか。

それでは、これもちまして本日の審議会は終了といたします。

ありがとうございました。

(閉 会)